

〔判例研究〕

公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に 当たって、いじめ防止対策推進法及び地方 いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例

(最判令2年7月6日裁判所ウェブサイト登載)

永 田 憲 史

【事案の概要】

兵庫県教育委員会は、平成28年（2016年）2月23日、地方公務員法29条1項及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和38年兵庫県条例第31号）5条の規定により、処分行政庁として姫路市立A中学校の教諭であったX（原告、控訴人、被上告人）を同月24日から6月間停職とする懲戒処分を行った¹⁾。

Xに交付された処分説明書には、懲戒理由として3つの非違行為をした旨の記載があった。具体的には、①平成27年（2015年）7月7日、顧問を務める柔道部の部員間の暴力行為を伴ういじめの事実を把握しながら、被害生徒の受診時に「階段から転んだことにしておけ」と、虚偽の説明をするよう指示したこと（以下、本件最高裁判決に倣って「本件非違行為1」と記述する）、②同年8月4日、加害部員の部活動の大会への出場を禁止する旨の校長の職務命令に従わず同部員を大会に出場させたこと（以下、同様に、「本件非違行為2」と記述する）、③部活動で使用していた校内の設置物に係

1) いわゆる政令指定都市（地方自治法252条の19第1項）を除く市町村立の学校の教員は、通常、県費負担教職員であり、その給与は市町村ではなく、当該市町村が属する都道府県が負担している（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）1条、2条）。また、県費負担教職員の任命権は、当該市町村が属する都道府県教育委員会が有しており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）37条1項。21条3号参照）、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申を待って、県費負担教職員の任免その他の進退を行う（同法38条1項）。Xは兵庫県の県費負担教職員であったため、懲戒処分の権限は兵庫県教育委員会が有していた。

公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法及び地方いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例
る校長からの繰り返しの撤去指示に長期間対応しなかったこと（以下、同様に「本件非
違行為3」と記述する）である。

3つの非違行為のうち、処分行政庁たる兵庫県教育委員会が最も重大であるとするのは、本件非違行為1であり、その軽重の点について当事者間に争いはないようである。そこで、以下では、本件非違行為1を中心に、本件第一審²⁾、控訴審³⁾及び上告審の各判決に基づいて、事案の概要について紹介することとする。

Xは、昭和57年（1982年）4月に兵庫県姫路市の公立学校教員として採用され、平成20年（2008年）4月にA中学校に異動して、教諭として保健体育の授業を担当するとともに、柔道部の顧問を務めていた。

A中学校柔道部は、Xの指導の下、全国優勝をしたこともあったため、入部を希望する生徒が多く、親元を離れ、校区内に住居を移転して入部する者もいた。下記傷害事件後の調査によれば、柔道部員54名のうち、42名が兵庫県外を含む校区外の出身者であった。中には、A中学校に通学する手段として、A中学校の校区内に所在するXの教え子であったCとその妻の自宅に下宿して共同生活を送りながらA中学校に通う部員もいた。

A中学校柔道部員のV1、V2及びV3は、平成27年4月に本件中学校へ入学し、当時3年生で同部の主力選手のB1、2年生のB2らとともに、C宅に下宿していた。このうち、V1は、群馬県内にある親元を離れてA中学校に入学した生徒であった。B1は、徳島県内にある親元を離れて、柔道の指導に力を入れている愛知県内の中学校へ進学したものの、その後、同中学校を退学して平成26年（2014年）12月にA中学校に転入した生徒であった。

B1及びB2は、V1、V2及びV3に対し、平成27年4月にV1らが入学した当初から、日常的に、①自らが嫌いな食べ物や残した食べ物をV1らに食べさせ、V1らが食べ切れずに嘔吐したら暴行を加える、②手、足及び腹等に香水をかけ、気化した香水にライターで火を付ける、③二の腕等をエアガンで撃つ等の暴力行為に及んでいた。また、V1、V2及びV3は、B1及びB2からそれぞれ個別に殴る、蹴るなどの暴力を受けていたが、同年6月頃からV1への暴力がひどくなり、B1及びB2がV1の両手を後ろに回した状態で膝蹴りをし、痛みのために食事を摂ることができないV1に対して食べるのが遅いとしてさらに膝蹴りをすることが3日間続いた後、V1は食事を摂っても嘔吐するようになった。

2) 神戸地判平30年3月27日公刊物未登載（LEX/DB文献番号25561754）。

3) 大阪高判平30年11月9日公刊物未登載（裁判所ウェブサイト登載）。

同年7月7日午前7時頃から、A中学校の家庭科室において、B1及びB2は、柔道の練習をし、V1は洗濯をしていた。その際、B2は、前日にC宅でV1が嘔吐したことを咎め、V1の顔面を1回殴り、B1は長さ約1mの物差しでV1の頭、顔及び身体を10回以上叩き、平手で顔面を数回殴打した。これらの暴行によってV1が立てなくなると、B1はV1の太腿に膝蹴りをし、B1及びB2がみぞおちを数回蹴った。その後、V1は、持参した朝食を摂ったが、B1に物差しで喉を突かれたため嘔吐し、それを見たB1はV1を叩いた。さらに、B2は、うずくまったV1に対して、その腹部に膝蹴りをした。B1及びB2によるこれらの暴行により、V1は全治1か月を要する胸骨骨折を含む傷害を負った（以下、この事件を「本件傷害事件」と記述する）。

本件傷害事件後の同日午前7時30分頃、家庭科室から出てきたV1の様子を不審に思った柔道部副顧問D教諭から声を掛けられたV1は、階段から落ちたと答えたが、顔面に新しいあざがあること等から虚偽の説明をしていることが明らかであったため、D教諭から問い質され、B1及びB2から暴行を受けたことを伝えた。D教諭は、V1、B1及びB2から簡単に事情を聞いた後、同日午前8時頃にV1がB1及びB2から暴行を受けたことをXに報告し、XとともにV1の受傷状況を確認した。V1はC宅に帰宅させられた。

Xは、3年生の生徒指導担当でB1の担任でもあったD教諭に対してB1及びB2を授業に出席させないように指示し、自らの担当授業終了後、図書室で事情を聴取し、本件傷害事件の経緯と加害行為の詳細並びにV1、V2及びV3に対する継続的な暴力行為の内容をノートに記録した上、そのコピーをD教諭に渡した。

Cの妻は、帰宅したV1の様子を見て整形外科を受診させるべきであると考え、同日午後3時頃にV1を連れてA中学校に赴いた。Xは、V1が受診することを了承したが、V1及びD教諭に対し、「階段から転んだことにしておけ」と述べ、V1には「分かったな」と念を押すとともに（本件非違行為1）、A中学校柔道部かかりつけの整形外科医に連絡すると告げた上、同医師に電話を掛け、階段で転んだ生徒がこれから向かうと伝えた。V1は、Cの妻及びD教諭に伴われて同日午後5時頃に整形外科を受診し、V1及びD教諭は、同医師に対し、階段で転んでけがをした旨の虚偽の説明を行った。同医師は、V1の症状について全治1か月を要する胸骨骨折と診断した。

D教諭は、同日午後6時頃、生徒指導担当の別の教諭に本件傷害事件を報告し、E校長も同教諭から伝達された教頭を通じて同日午後6時過ぎに報告を受けた。

Xは、同日中にB1及びB2の保護者に対して連絡し、V1、V2及びV3の保護者に対

公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法及び地方いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例

して謝罪した。また、同日、柔道部員を集めて本件傷害事件について伝え、翌7月8日から同月18日まで柔道部の練習を休みにした（但し、後述の通り、7月10日には中播地区総合体育大会が開催され、A中学校柔道部は同大会に出場した）。さらに、練習再開後、B1及びB2を練習に参加させず、校内のトイレ掃除等の奉仕活動をさせた。

A中学校は、その2日後の7月9日、本件傷害事件について姫路市教育委員会に報告するとともに、第1回校内いじめ対応会議を開催した。同市教育委員会は、本件傷害事件がいじめ防止対策推進法28条1項1号の重大事態に当たるとして、同月28日、姫路市長に重大事態の発生を報告した（同法30条1項参照）。

7月10日、E校長及び教頭は、本件傷害事件の重大性等に鑑み、B1及びB2について翌日開催される中播地区総合体育大会への出場を自粛するようXを指導した。B1は同大会に出場しなかったが、A中学校柔道部は優勝し、兵庫県中学校総合体育大会（県大会）への出場資格を得た。

同大会終了後、A中学校において、同日午後3時からV1、V2、V3、B1及びB2を除く柔道部員の保護者を対象に保護者会を開催した。Xは、これらの保護者に対し、「(B1及びB2を)試合に出してやってください」等と涙ながらに話した。その後、Xは、同日午後7時開始の予定であったV1、B1及びB2の保護者との話をE校長らに無断で午後5時に繰り上げて実施した。予定より早く合会が始まっていることに気づいた教頭及びD教諭らは途中から参加し、午後8時からは、校長室において、V1、B1及びB2の保護者及びE校長を交えた話し合いが行われた。E校長はこの後に控える県大会等にB1を出場させないと発言したのに対し、自身も柔道経験者であるV1の父が反対し、B1を試合に出してほしいとE校長に訴えた。

E校長は、7月17日の職員会議の席上、B1の県大会への出場を認める旨発言し、B1は同月27日に行われた同大会に出場した。A中学校柔道部は、決勝戦で敗れ、全国総合体育大会への出場を逃したが、近畿中学校総合体育大会（近畿大会）への出場資格を得た。E校長は、近畿大会に出場する選手としてB1を登録することを了承し、その書類に押印した。しかし、E校長は、7月29日、姫路市教育委員会から、B1を近畿大会に出場させてはならないとの指示を受けたため、同日、Xに対し、職務命令として、同大会にB1を出場させないよう電話で伝えた。Xは、「県大会は出場できて、近畿大会がなぜ出場できないのか。納得できない。」などと言って反発し、電話を切った。V2の保護者は、翌30日にA中学校を訪れ、B1を近畿大会に出場させるようE校長に訴えたほか、姫路市議会議員からも姫路市教育委員会に対し同趣旨の申入れがあった。また、D

教諭は、近畿大会前日の8月3日に大学の先輩にあたる人物の訪問を受け、Xに迷惑を掛けていたらしいが翌日の試合には協力するようにと指示された。

Xは、8月4日、上記職務命令に従わず、近畿大会の団体戦にB1を出場させ（本件非違行為2）、A中学校柔道部が優勝した。同大会翌日の8月5日、D教諭から報告を受けてB1が近畿大会に出場したことを知ったE校長は、Xを呼び出し、B1を近畿大会に出場させたのは残念である旨を伝えた。これに対し、Xは、いじめであれば何でも出場辞退させるのか、処分や指導は覚悟の上だ、自分は命がけでやっているなどと言って反発し、E校長に抗議した。

ところで、XのA中学校赴任後、卒業生及び保護者並びに地元企業等から様々な物品等が寄贈されていた。E校長は、平成26年12月、平成27年3月、4月、5月にXに対して上記物品の撤去を指示し、本件傷害事件後も3回にわたって撤去を指示したが、Xは同年4月以降も新たな物品を搬入し、洗濯機1台を撤去したのみで、その他の物品を撤去しなかった（本件非違行為3）。姫路市教育委員会は、同年10月1日、A中学校へ立入調査を行い、サウナ1台、洗濯機5台、乾燥機1台、送風機1台、三面鏡1台、エアコン1台、テレビ1台、冷蔵庫1台、トレーニング機器多数、トレーニングハウス1棟を「学校の備品として認められない物の一覧」として指摘した。姫路市教育長は、同年10月20日付で、これらの物品等の撤去や承認を受けずに改造されている電気・給排水設備等の原状復旧等を求める施設管理に係る改善指示書をE校長に交付した。Xは、同指示書において期限とされた同年11月20日までに本件物品等を撤去する等した。

姫路市教育委員会は、同年11月20日、信用失墜行為（地方公務員法33条）に当たるとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）38条1項に基づいて、Xに対する相応の処分を求める旨の内申を兵庫県教育委員会に対して行った。これを受けて、兵庫県教育委員会は、平成28年2月23日、Xに対して前記懲戒処分を行った。

Xは、部活動壮行会のための生徒指導に当たり、生徒の両顔面を平手で2、3回殴打し、倒れた同生徒の背中と足を2、3回蹴って負傷させたことを理由として、平成10年9月30日に給料の月額10分の1を1月間減給する懲戒処分を受けた前歴があった。

姫路市教育委員会は、平成28年4月1日、Xを別の姫路市立中学校への配置換えを行った。Xは、本件懲戒処分に係る停職期間が満了する前の同年6月30日をもって辞職した。

Xは、本件懲戒処分を不服として平成28年3月23日に兵庫県人事委員会に審査請求を

公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法及び地方いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例

行ったが、3か月を経過しても裁判がないことから、同年10月14日に本件懲戒処分を取り消し及び金員の支払を求めて、兵庫県を被告として訴えを提起した。

第一審は、以下のように述べて、原告の請求を棄却した。

「地方公務員につき地公法所定の懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されている。……裁判所がその処分の適否を審査するにあたっては、懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用したと認められる場合にかぎり、違法であると判断すべきである（最1小判平成2年1月18日民集44巻1号1頁参照）。

……B1の行為は傷害行為であるとともにいじめ防止法の定める『いじめ』に該当するから……、本件傷害事件はいじめ事案である。被害生徒を受診させることが必要となるほどの重大な暴力行為を伴ういじめ事案が発生したにもかかわらず、その発覚を防ぐため、事実と異なる受傷原因を医師に告げるよう指示することは、犯罪行為の隠蔽であるとともにいじめの隠蔽にほかならない。これは職員の職の信用を傷つけ、職員の職全体の不名誉となるような行為といえるから、地公法33条に違反し、同法29条1項1号、2号に該当するし、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるから同項3号に該当する。

教育的な配慮に基づく一時的な措置であったから懲戒事由に該当しないと原告は主張する。しかし学校内でいじめによる傷害事件が発生した際、対処にあたって生徒に対する一定の教育的配慮が必要となる場合があることは否定されないとし、第一に考えるべきは被害生徒を保護し、適切な治療を受けさせ、保護者に連絡し、上司に報告して学校としての対応を協議するといった被害生徒側への対応であり、加害生徒に対する配慮ではない。被害生徒が適切な治療を受けることよりも加害生徒への配慮を優先するという不適切かつ偏った配慮により、虚偽の説明を指示することが正当化されることはない。……

……以上のおり虚偽説明指示、職務命令違反、撤去指示違反はいずれも懲戒事由に該当するので、次に、……本件停職について裁量権の逸脱・濫用があったかを検討する。

……本件傷害事件の約2か月後に行われた事情聴取において原告は、先輩にたたかれたと説明すれば学校の中で問題があったことが外部に知れ、もっと大きな問題になるので、学校や部活を守るためにそのように言っていると述べており……、本件傷害事件を隠蔽する意図があったことを認めている。受診先の医師に対してみずから電話をかけ、V1

の受傷原因が階段で転んだことであると伝えているのも隠蔽工作にはかならない。B1が柔道部の主力選手であり、本件傷害事件から約1か月の間に柔道の大会が連続して予定されていたこと、B1の近畿大会への出場が禁じられた後、原告の意向に沿ってB1が出場できるよう外部から複数の申出がされていること、B1の出場を職務命令に違反してまで原告が強行したことからすれば、原告が避けたかったのは、柔道部員の不祥事が公になって騒がれることにより、B1あるいは柔道部自体の大会への出場に支障が生じ、いい成績を取められないことであつたと推認される。……

いじめに関する被害の申告があつた際に学校がすみやかに対応しなければ、相談しても学校は何もしてくれないとして申告が行われなくなる可能性があるから、このような場合はただちに情報を共有し、組織的に対応することが肝要である。このことは文部科学大臣、被告、市教委、中学がそれぞれ策定した基本方針において定められているし、処分行政庁が作成・配布した『いじめ対応マニュアル』……にも記載され、教職員に周知されている。……

ところが原告は、D教諭ばかりでなく被害生徒であるV1に対しても虚偽説明指示をした。Aは当時中学校1年生とまだ幼く、原告による指導を受けるため親元を離れ、3年生であり柔道部の主力選手であるB1らとC宅での共同生活を始めて約3か月しか経過していない時期であつた。本件傷害事件についても、当初は階段から落ちたとうそをつくなど、柔道部の上級生に暴力を振るわれたと正直に話すことができていなかったし、それまでにV2、V3とともに受け続けていた重大な暴力行為についても話していない状況にあつた。そのような状況の中、ようやく上級生から暴力を受けたと話すことができたにもかかわらず、階段で転んだと当初の説明どおりのうそをつくよう原告から指示されたうえ『分かったな』と念を押されたのである。このような指示を原告から受ければ、その意向に逆らうことなどできるはずもない。原告はそのことを知りながらこのような指示をしたのであるから、行為の性質、態様は非常に悪質である。……

虚偽説明指示による影響は小さいと原告は主張する。しかし受傷の原因を正しく伝えないことにより医師の適切な治療を受ける機会をV1が奪われるおそれがあつたのであるから、影響は決して小さくない。しかもそれだけではない。中学校においては教員が生徒に対し強い影響力、支配力を有しており、生徒の側にはいまだ教員の教育内容を批判する能力は備わっておらず、学校・教員を選択する余地も乏しい。そのような力関係の下、理不尽な暴力により重大な被害を被つた生徒に対し、そのことを隠して部活動や加害者の利益を優先させるよう指導教員が指示したこと自体、教育上の悪影響は非常に

公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法及び地方いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例

大きいといえる。……

……医師に対し虚偽の説明をしていない、V1の受傷後ただちに受診させた、V1に対しては虚偽説明指示をしていない、B1、B2による継続的な暴力行為が判明したのは後日であるといった内容は、いずれも自己の責任を軽減させるためについたうそであると認められるから、行為後の態度も芳しくない……。

……学校の教職員はいじめに関する相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは適切な措置をとるものとされており、その代表的な措置は学校への通報である（いじめ防止法23条1項参照）。いじめが発生したことによりマイナスの評価を受けることをおそれていじめの事実を隠蔽することがないよう、文部科学大臣、被告がそれぞれ策定した基本方針……は、教員評価にあたって、いじめの有無・多寡のみではなく、早期発見、組織的な取組等について評価されるべきことを定めている。いじめ防止法3条2項は、いじめの防止等のための対策は、生徒等がいじめを行わないことだけでなく、他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、生徒等の理解を深めることを旨として行わなければならないことを定めている。処分行政庁が作成した教職員向けの『いじめ対応マニュアル』……には、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを生徒等に理解させるべきことが記載されている……。市教委が策定した基本方針……は、生徒等だけでなくすべての大人がいじめを認識しながら放置することが決してないようにすることを目指さなければならないと定めている……。

いじめは社会問題となっており、いじめの防止等は国をあげて取り組んでいる課題であり、地方公共団体、学校においても同様の取組が求められている……。教育現場で生徒等と日々接触する教員に対しては、上記のとおり、いじめの放置・隠蔽をしないこと、そのことを生徒等に教えていくことが求められている。そのような中で原告は、国の取組に逆行し、教育者としての責務に反するいじめの隠蔽行為に及んだのであるから、非違の程度は重い。行為の動機は柔道部の利益のためであるから、結局のところその指導者である自身の利益を図るためであったと認められるし、態様は悪質であり、及ぼした影響も小さくない。責任の軽減を図るためうその弁解をするなど行為後の態様も悪い。

……本件停職に裁量権の逸脱・濫用があるとはいえず、適法である。」

これに対して、Xが控訴した。

控訴審は、以下のように述べて、本件懲戒処分を取り消すとともに、兵庫県がXに対して慰謝料50万円及び弁護士費用5万円並びにそれらの遅延損害金を支払うこととする

等、原判決を変更した。

「控訴人の縷々主張するところを考慮しても、控訴人の……行為が……懲戒事由に当たると解することの妨げとはならない。……

……V1自身、当初は副顧問のD教諭に階段から落ちたと説明していたところ、V1の受傷内容からすれば同教諭にとっても一見して上記説明が虚偽であることを見抜いたというのであるから……、V1やD教諭が控訴人の上記指示に従って医師に対し虚偽の説明をしたとはいうものの、V1を診察した医師がそのような説明をたやすく信用したとは考え難く、これにより現にV1が適切な治療を受けられなかったなどという事情も認められない。そして、本件傷害事件を含むV1、B1及びB2からの事情聴取の内容は、控訴人から聴取メモを交付されたD教諭により、生徒指導担当教諭や教頭を通じて当日のうちにf校長まで情報が伝えられたというのであり……、控訴人がD教諭に対し、E校長等への報告を妨げるような何らかの行動をとったという事情も認められない……。また、控訴人が、V1やD教諭に対して医師への虚偽説明を指示したといっても、医師は正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らすとはならないとの厳格な守秘義務を負っていることからして（刑法134条1項）、医師に対する本件傷害事件の秘匿を直ちにA中学校内での秘匿と同視することはできず、かえって、本件傷害事件については当日中にE校長等まで報告されたのであり、医師に対する虚偽説明指示がその後のA中学校としての組織的対応に支障を来す結果をもたらすものではなかったことが明らかである。その意味で、控訴人の虚偽説明指示が、本件傷害事件の『隠蔽』ないし『隠匿』とまで評価することは困難であり、その悪質性の程度がそれほど高いとはいえない。……

処分行政庁は、各非違行為単独では、虚偽説明指示については減給10分の1・6月相当、職務命令違反及び撤去指示違反についてはそれぞれ戒告相当と考えられるところ、これらを総合して本件停職（停職6月）の量定をしたと主張するので、この点について以下検討する。

……まず、……控訴人の虚偽説明指示がそれ自体としては減給の懲戒処分に相当するとの処分行政庁の判断自体は社会通念上是認し得る（ただし、減給10分の1・1月から2段階も加重して減給10分の1・6月相当としたという量定（これは減給処分の中で最も重い処分に当たる。）については、社会通念に照らし合理的な裁量権の範囲を逸脱するとの疑いが払拭できない。）。……

本件においては、3件の非違行為のうち、処分行政庁が最も重大な非違行為であると

公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法及び地方いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例

する虚偽説明指示についても減給相当とされる……から、これに戒告相当の2件の非違行為を併合し、かつ控訴人には平成10年に生徒への体罰により減給10分の1・1月の懲戒処分を受けた前歴があること……を勘案したとしても、減給よりはるかに重い処分と考えられる停職を選択すること自体（処分行政庁において、同様の加重方法により停職とした前例があることはうかがえない。）、社会通念上裁量権の範囲を逸脱するものというほかない。ましてや、停職の中でも最長期間であり、懲戒免職に次ぐ極めて重い処分といえる停職6月と量定することが、処分行政庁の合理的な裁量の範囲内にあるものとは到底考えられない。

……本件停職は、処分行政庁が懲戒処分の種別の選択において社会観念上著しく妥当を欠き、処分行政庁に委ねられた合理的な裁量権の範囲を逸脱したものであって、違法な懲戒処分というべきものであるから、取消しを免れない……。

また、本件停職は、違法な公権力の行使に該当し、かつ上記懲戒処分の種別の選択について過失があったと認められるから、処分行政庁の属する被控訴人は、国家賠償法1条1項に基づき、控訴人に生じた損害を賠償すべき義務を負う。」

これに対して、兵庫県が上告した。

【判旨】

破棄原判（原判決中上告人敗訴部分を破棄、同部分につき被上告人の控訴を棄却）。

「いじめ防止対策推進法8条は、学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童又は生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する旨を定めている。

また、同法12条は、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとしており、これを受けて、上告人及び姫路市においてそれぞれ基本方針が定められている。このうち兵庫県いじめ防止基本方針は、『いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援』として、『いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。』などとしている。また、姫路市いじめ防止基本方針は、『いじめの兆候を発見した時は、これを軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。』などとしている。

……原審の……判断は是認することができない。……

……公務員に対する懲戒処分について、懲戒権者は、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をするか否か、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択するかを決定する裁量権を有しており、その判断は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となるものと解される（最高裁昭和……52年12月20日第三小法廷判決・民集31巻7号1101頁、最高裁平成……24年1月16日第一小法廷判決・裁判集民事239号253頁等参照）。

……V1は、柔道部の上級生であるB1及びB2による継続的ないじめの被害に遭い、さらに、本件傷害事件により明らかな傷害を負うに至っている。ところが、被上告人は、本件中学校の教諭及び柔道部の顧問として、同事件を機にこれらの事実を把握しながら、V1及びD教諭に対し、受診に際して医師に自招事故によるものであるとの事実と異なる受傷経緯を説明するよう指示した上、自らも医師に連絡して虚偽の説明をするなどしている。このような被上告人の言動は、柔道部が大会を目前に控えている状況の下、その活動に支障を生じさせないため、主力選手らによる不祥事が明るみに出ることを免れようとする意図をうかがわせ、V1及びD教諭には、部員又は副顧問としてこれに沿った行動をとるよう命ずるものと受け取られるものである。このことは、被害生徒であるV1の心情への配慮を欠き、また、D教諭が校長等に報告することを暗に妨げるものともいうことができるのであって、いじめを受けている生徒の心配や不安、苦痛を取り除くことを最優先として適切かつ迅速に対処するとともに、問題の解決に向けて学校全体で組織的に対応することを求めるいじめ防止対策推進法や兵庫県いじめ防止基本方針等に反する重大な非違行為であるといわざるを得ない。さらに、V1は重い傷害を負っていたのであるから、医師による適切な診断及び治療を受ける必要があったが、被上告人の上記言動は、医師に実際の受傷経緯が伝えられることを妨げ、誤った診断や不適切な治療が行われるおそれを生じさせるものであったというべきである。結果的に、V1が誤った診断等をされることはなく、また、D教諭が報告したことにより本件中学校等における組織的な対応に支障が生ずることはなかったとしても、被上告人の上記言動が重大な非違行為であることが否定されるものではない。

このように、被上告人による本件非違行為1は、いじめの事実を認識した公立学校の教職員の対応として、法令等に明らかに反する上、その職の信用を著しく失墜させるものというべきであるから、厳しい非難は免れない。

……また、本件傷害事件やそれまでの一連のいじめにおけるB1の行為は重大な非行

公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法及び地方いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例

であり、そのような行為に及んだB1について、教育的見地から、柔道部員として対外試合に出場することを禁ずることは、社会通念に照らしても相当であって、このことは、近畿大会が3年生のB1にとって最後の大きな大会となることや、被害生徒であるV1の保護者等がB1の出場を支持していたことを考慮しても異ならない。したがって、E校長がB1を近畿大会に出場させないよう被上告人に命じたことは、職務命令として正当であったというべきであり、これに従わずB1を同大会に出場させた被上告人による本件非違行為2は、本件傷害事件等の重大性を踏まえた適切な対応をとることなく、校長による職務命令に反してまで柔道部の活動や加害生徒であるB1の利益等を優先させたものであって、その非違の程度は軽視できない。

……さらに、本件非違行為3は、柔道部が優秀な成績を挙げるために、学校施設の管理に関する規律や校長の度重なる指示に反したものであり、本件非違行為1及び2と共に、生徒の規範意識や公正な判断力等を育むべき立場にある公立学校の教職員にふさわしくない行為として看過し難いものといわざるを得ない。

……以上のとおり、本件処分の理由とされた一連の各非違行為は、その経緯や態様等において強い非難に値するものというほかなく、これが本件中学校における学校運営や生徒への教育、指導等に及ぼす悪影響も軽視できない上、上告人や姫路市の公立学校における公務への信頼をも損なわせるものであり、非違行為としての程度は重いといわざるを得ない。他方で、原審が被上告人のために酌むべき事情として指摘する点は、必ずしもそのように評価できるものではなく、これを殊更に重視することは相当でないといふべきである。

……上告人の主張するように、本件非違行為1を最も重大なものとしてその処分の量定を選択した上、本件非違行為2及び3の存在等を加重事由として最終的な処分の量定を決定することも、それ自体が不合理であるとはいえない。

……一連の各非違行為の非違の程度等を踏まえると、被上告人に対する処分について、県教委が停職6月という量定を選択したことが、社会観念上著しく妥当を欠くものであるとまではいえず、県教委の判断が、懲戒権者に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということとはできない。

……本件処分が裁量権の範囲を逸脱した違法なものであるとした原審の判断には、懲戒権者の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法があるといふべきである。」

【検討】

1 検討の視角

本件は、公立学校において発生したいじめへの対応等を理由になされた教員に対する懲戒処分が問題となった事案である。いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下、「法」と記述する）施行後のいじめへの対応等を理由に教員に対してなされた懲戒処分が争われた初めての事例であり、しかも、第一審及び上告審と控訴審が結論を異にしている。そのため、教員に求められるいじめへの対応を考察する上で意義が大きいと考えられることから、以下では、その観点から、検討することとしたい。

2 いじめ防止対策推進法の概要

まず、学校の教職員について、いじめへの対応を中心に法の規定を概観することとしたい。

法は、「いじめ」について、「児童等⁴⁾に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定した（法2条1項）。その上で、法は、「児童等は、いじめを行ってはならない」（法4条）として、いじめを違法としている。

法は、基本理念として、いじめの防止等のための対策について、「いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない」（法3条1項）、「全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない」（法3条2項）、「いじめを受けた

4) 「児童等」とは、「学校に在籍する児童又は生徒」を言う（法2条3項）。また、「学校」とは、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）」を言う（法2条2項）。

公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法及び地方いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例

児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない」（法3条3項）と定めている。

その上で、「学校及び学校の教職員は、基本理念ののっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する」（法8条）と規定している。

これらを具体化するために、法は、文部科学大臣がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（「いじめ防止基本方針」（法11条1項）を⁵⁾、学校が当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（「学校いじめ防止基本方針」（法13条））を定めることを求め、地方公共団体が当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（「地方いじめ防止基本方針」（法12条））を定めるよう努めることを求めている。

また、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く」ものとされた（法22条）。

そして、発生したいじめへの対応について、「学校の教職員……及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする」とされ（法23条1項）、「学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するもの」とされた（法23条2項）。また、「学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめ

5) いじめ防止基本方針においては、①いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項、②いじめの防止等のための対策の内容に関する事項、③その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項を定めるものとする」とされている（法12条2項）。

をやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする」とされ（法23条3項）⁶⁾、「学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない」とされた（法23条6項）。

さらに、法は、重大事態について規定し、2つの類型を用意している（法28条1項）。第一は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（法28条1項1号）である。第二は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（法28条1項2号）である。これらの重大事態が発生した場合、「学校の設置者又はその設置する学校は、……重大事態……に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うもの」とされている（法28条1項柱書）。また、地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査の結果について調査（再調査）を行うことができる（法29条2項、30条2項、30条の2、31条2項、32条2項、5項）。

3 虚偽説明の指示を行ったことの悪質性の程度

本件傷害事件を含め、B1及びB2がV1、V2及びV3に対して行っていた行為は、い

6) このほか、「学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。」（法23条4項）とされ、「学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする」とされた（法23条5項）。

公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法及び地方いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例

いじめ防止対策推進法2条1項が規定する「いじめ」であり、この点について、当事者間及び審級間で争いはない。また、本件傷害事件は、全治1か月の骨折という重傷であっていじめによりV1の心身に重大な被害が生じているから、控訴審が言及しているように、同法28条1項1号の重大事態に当たることについても、争いはないように思われる⁷⁾。

また、Xの3つの行為が非違行為に当たり、それぞれが懲戒事由に該当することについては審級間で一致が見られる。こうした中で、第一審及び上告審と控訴審が結論を異にしたのは、Xの3つの非違行為と懲戒処分の前歴をどのように斟酌して懲戒処分の量定を行うのかという違いだけでなく、いじめへの対応において、虚偽説明の指示を行ったことの悪質性の程度の評価の差異によるものと考えられる。すなわち、第一審及び上告審がその悪質性の程度を重大と考えたのに対し、控訴審は悪質性の程度がそれほど高いとは言い難いと考えていたことが分かる。

かかる悪質性の判断に当たって、控訴審は、虚偽説明の指示によっても、①V1が適切な治療を受けられなかったという事情がないこと、②本件傷害事件に対するA中学校の組織的対応に支障を来していないことを重視している。その結果、虚偽説明の指示が本件傷害事件の隠蔽又は隠匿とまで評価することは困難であるとする。

しかし、このような理解は、いじめ防止対策推進法並びにいじめ防止基本方針、兵庫県いじめ防止基本方針、姫路市いじめ防止基本方針、姫路市立A中学校いじめ防止基本方針及び兵庫県のいじめ対応マニュアルの規定並びに立法又は策定の経緯及び趣旨と相容れないものである。

まず、第一審が指摘するように、被害児童生徒からいじめに関する被害の申告があった際に、学校が速やかに対応しなければ、「相談しても学校は何もしてくれない」として申告が行われなくなる可能性がある。実際、重大事態において、被害児童生徒が被害の申告を行ったにもかかわらず、教員が適切に対応しなかったために、被害が深刻化する例が頻発してきた。

こうした状況を踏まえて、いじめ防止基本方針第2 3 (4) iii)第1段落は、「学校の

7) 姫路市教育委員会学校指導課に問い合わせたところ、本件重大事態については、学校の設置者である同教育委員会を主体として第三者調査委員会を設置することなく、A中学校を主体として調査組織を設置し、当該調査組織が調査を行ったとのことであった。また、調査結果についての調査（再調査）は実施されなかったとのことであった（令和2年7月17日聴取）。

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない」と定めている。また、兵庫県いじめ防止基本方針第4 4第1段落（平成26年3月策定、同29年3月改定）は、「いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関連携の下で取り組む」としている。さらに、姫路市いじめ防止基本方針（平成26年7月策定）第4 4第1段落は、「いじめの兆候を発見した時は、これを軽視することなく早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている生徒等の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年および学校全体で組織的に対応することが重要である」としていた⁸⁾。そして、姫路市立A中学校いじめ防止基本方針3(3)は、「いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめ解決に向けた組織的対応を別に定める。」として、「別紙4 緊急時の組織的対応」を参照するよう求める。それによれば、いじめを認知した場合、生徒指導部にその旨を伝え、生徒指導部から校長・教頭にその旨を伝え、校長・教頭がいじめ対応チームを招集及び指揮すると定められている。また、兵庫県教育委員会が作成した「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月改訂）IV 2は、「いじめ行為を発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、直ちに校内いじめ対応チーム（学級担任、生徒指導担当教員等）に連絡し、組織的に対応を行わなければならない。あわせて管理職にも即座に報告します」とする。

このように、法、各基本方針及びマニュアルは、いずれも、いじめの発生又はその可能性を把握した場合には速やかに学校の組織的対応へとつなげるよう求めている。このことは、いじめへの対応の基本中の基本であり、教職員が必ず遵守しなければならない重要な事項である。法、各基本方針及びマニュアルの規定及びその趣旨からすれば、いじめの発生を把握しながら、本件のような虚偽説明の指示を行うことは許されるもので

8) 本基本方針は、平成29年12月に改定され、現在、当該箇所は、「いじめの兆候を発見した時は、法第23条第1項に基づき、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である」とされているが、内容に大きな変更がなされたわけではない。

公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法及び地方いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例

はない。

しかも、Xが虚偽説明の指示をした意図は、最高裁が判示するように、「柔道部が大会を目前に控えている状況の下、その活動に支障を生じさせないため、主力選手らによる不祥事が明るみに出ることを免れようとする意図をうかがわせ」るものであった。第一審が指摘するように、いじめによる傷害事件が発生した際に第一に考えるべきは被害生徒側への対応であって、加害生徒に対する配慮ではない。被害生徒が適切な治療を受けることよりも、加害生徒への配慮を優先するという不適切かつ偏った配慮によって虚偽説明の指示が正当化されることはない。

しかも、第一審が判示したように、V1への虚偽説明指示は、V1が親元を離れてC宅での共同生活を始めて約3か月しか経過しておらず、ただでさえ不安な時期に、重大な暴力行為にさらされ続けた上に、本件傷害事件の被害を受けた状況において、初めて被害について伝えることができた状況でなされたものであり、ようやくなされた被害申告の芽を摘もうとする点で非常に悪質であると言うほかないものであった。最高裁が「被害生徒であるV1の心情への配慮を欠」いたと判示するのはこれらの事情を踏まえたものと理解できる。

加えて、第一審がいみじくも指摘したように、中学校の教員と生徒という対等とはほど遠い力関係が存在する中で、かかる虚偽説明の指示がなされたのであるから、教育上の悪影響も非常に大きく、なおさら悪質であった。

虚偽説明の指示は、第一審が評価したように、犯罪行為の隠蔽であるとともに、いじめの隠蔽であり、受診先の医師に対してX自ら電話を掛けて虚偽の説明をしたことは隠蔽工作にほかならない。

それゆえ、最高裁が判示したように、虚偽説明の指示は、「いじめを受けている生徒の心配や不安、苦痛を取り除くことを最優先として適切かつ迅速に対処するとともに、問題の解決に向けて学校全体で組織的に対応することを求めるいじめ防止対策推進法や兵庫県いじめ防止基本方針等に反する重大な非違行為であるといわざるを得ない」。虚偽説明の指示は、控訴審が考えていると思われる「たかが虚偽説明の指示」と言ってよいものではないのである。

4 いじめに対する見方

第一審及び上告審と控訴審において、虚偽説明の指示を行ったことの悪質性の程度に対する評価がこれほどまでに異なったのは、法、各基本方針及びマニュアルに対する理

解に留まらず、いじめに対する見方に決定的な違いがあったことが背景にあるように思われる。

すなわち、控訴審は、本件傷害事件について、「たかが子ども同士の間のいじめ」であって、「たかが全治1か月程度の骨折であり、やがて治癒する」ことから、「大人が大騒ぎするようなことではない」ととらえていたと考えられる。それだからこそ、虚偽説明の指示の結果のみを重視したのであろう。

しかし、このような考え方は、いじめによる影響を矮小化するものであり、認知の歪みを示すものと言わざるを得ない⁹⁾。いじめは、法1条が述べるように、被害児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。被害児童生徒は、加害児童生徒により、「PR作戦」等を通じた「孤立化」、反撃が一切無効であると観念させられる「無力化」、いじめ被害が周囲の眼に見えなくなっていく「透明化」の過程を経る中で、加害児童生徒の奴隷のようになっている¹⁰⁾。こうした過程の中で、被害児童生徒は、自尊感情・自己肯定感を著しく低下させられ、それによりネガティブな思考に陥りやすくなって、その後の人生に悪影響を与えるだけでなく、精神疾患の発症リスクも高めると言われている¹¹⁾。

被害児童生徒の保護者もまた、いじめ被害に苦しむ被害児童生徒と家庭内で接したり、付き添ったりすることで精神的に消耗するだけでなく、いじめ被害と向き合おうとしない加害児童生徒及びその保護者や学校又は学校の設置者とのやり取りで疲弊する等、その負担が重くのしかかることも少なくない。

被害児童生徒に兄弟姉妹がいる場合、兄弟姉妹も被害児童生徒がいじめ被害に遭ったことにショックを受けたり、被害児童生徒の保護者がいじめ被害への対応に追われる中で兄弟姉妹が構ってもらえないなどの状況が生じたりしやすい。また、いじめ被害が周

9) 以下について、拙稿「いじめの重大事態の判断に関する考察——いじめ防止対策推進法の強靱化を目指して——」関西大学法学論集70巻2=3号(2020)195頁以下、200-204頁。

10) 中井久夫『いじめのある世界に生きる君たちへ——いじめられっ子だった精神科医の贈る言葉——』(中央公論新社、2016)26-69頁、同『いじめの政治学 中井久夫集6 1996-1998』(みすず書房、2018)244-254頁。

11) 倉持恵「第三者委員会の役割と被害者支援」鈴木庸裕ほか編著『『いじめ防止対策』と子どもの権利——いのちをまもる学校づくりをあきらめない』(かがわ出版、2020)75頁以下、92頁。

公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法及び地方いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例

困に知られる中で、当該兄弟姉妹の同級生や被害児童生徒の同級生らが心配になったり、好奇心に駆られたり、その保護者から聞いてくるように強く求められたりするなどして、当該兄弟姉妹に対して、被害児童生徒が受けたいじめ被害や現在の様子について、ときには執拗に尋ねたり、答えるよう求める事象も発生しやすい。甚だしい場合には、当該兄弟姉妹に対して、被害児童生徒がいじめを受けた事実を揶揄したり、そのことをとらえて新たないじめが発生したりすることもある。兄弟姉妹が加害児童生徒と同じ学校に在籍している場合、当該兄弟姉妹が加害児童生徒に接触されたり、加害児童生徒から加害行為を受けたりする可能性が多分にある。また、兄弟姉妹にとっては、被害児童生徒のいじめ被害に対して不適切な対応をした教職員に接触されることも大きな負担となることがある。

被害児童生徒及びその保護者、さらに被害児童生徒の兄弟姉妹等の家族は、とりわけ重大事態が発生した事案においては、学校及び学校の設置者に対して強い不信感を抱いているのが通例である。被害児童生徒及びその家族は、安全であるはずの学校において、被害児童生徒が守られなかったという体験をし、そのことにより、「誰を信用すればよいか分からない」、「誰も信じられない」という不信感を強く抱くこともしばしばである¹²⁾。

いじめにより影響を受けるのは、被害児童生徒やその家族に限られない。いじめの内容やその被害、被害児童生徒の様子等が伝わることで、被害児童生徒や加害児童生徒と親密な関係があったり、同じ学年やクラス、部活動等で関係があったりした他の児童生徒が深く傷付くとともに、その保護者が心を痛めることがしばしばある。また、他の児童生徒やその保護者からすれば、加害児童生徒によるいじめ行為が新たに向着てくる不安を抱えなければならないこともある。

一方、加害児童生徒が抱える問題も看過できない。加害児童生徒及びその保護者は、いじめ行為について、アンバランス・パワー（力の不均衡）の下で、「遊びにすぎない」と考えたり、「自らにはそのようなことをしてもよい権限がある」、「指導のために必要だ」と正当化したりする共感性のなさに基づくシンキング・エラー（間違った考え）に陥っていることが多い¹³⁾。加害児童生徒及びその保護者は、いじめ行為を受ける被害児童生徒等に問題があるとして責任転嫁をしたり、いじめ被害についてそれほど重大なものとは言えない等と矮小化を図ったりすることが多い。これらの考え方は、加害児童生徒及びその保護者の認知の歪みによるものと考えられるが、同じようなとらえ方と

12) 倉持・前掲注（11）80、82頁。

13) 和久田学『学校を変えるいじめの科学』（日本評論社、2019）28-36頁。

言ってよいだろう。加害児童生徒は、認知の歪みに基づいて、いじめ行為により、被害児童生徒を支配し¹⁴⁾、「支配-被支配」の上下関係を構築する。これは、対等な人間関係とはほど遠い、健全なものとは到底言えない人間関係である。また、いじめにより真の快感ではない自分をごまかして一時的に満足感を得る疑似快感を得ていることも少なくない¹⁵⁾。こうした状況が放置されると、加害児童生徒は、いじめ行為が正当なものであると誤って学習してしまったまま成長することとなる。加害児童生徒及びその保護者は、シンキング・エラーや認知の歪みに陥っていることが多いことから、いじめ行為を止めようとしても、教員が新たに報復の対象となったり、そこまでいかなくとも、学級運営や部活動の運営に支障を生じさせられたりすることも少なくない¹⁶⁾。加害児童生徒のみならず、加害児童生徒の保護者がそのような傾向をより強く有しており、学校の設置者等が対応に苦慮することもしばしばであろう。

加害児童生徒、特に重大事態に至った事案の加害児童生徒は、ハラスメントの加害者と同様、何らかの問題性、言い換えれば、「生きづらさ」を抱えており、その「生きづらさ」がいじめ行為の背景や原因となっているのが通例である。こうした加害児童生徒のいじめ行為の背景や原因となっているものとして、①加害児童生徒がいじめや犯罪被害、保護者等からの虐待やマルトリートメント（不適切な養育）を受けたこと¹⁷⁾、

14) 内藤朝雄『いじめの構造——なぜ人が怪物になるのか——』（講談社、2009）76頁は、「思い通りにならないはずの他者を、思い通りにならないはずだからこそ、思い通りにする」ことを「他者コントロールによる全能」と呼び、同77-78頁は、「いじめの加害者は、いじめの対象にも、喜びや悲しみがあり、彼（彼女）自身の世界を生きているのだ、ということを知っているからこそ、その他者の存在をまると踏みにじり抹殺しようとする。いじめ加害者は、自己の手（コントロール）によって思いのままに壊されていく被害者の悲痛のなかから、（思いどおりにならないはずの）他者を思いどおりにする全能の自己を生きようとする。このような欲望のひな型を、加害者は前もって有しており、それが殴られて顔をゆがめるといった被害者の悲痛によって、現実化される」として、これら一連のストーリーを「いじめの全能筋書」と呼ぶ。加害児童生徒による被害児童生徒の支配という問題が強く意識されていると言えよう。

15) 片山紀子『[三訂版] 入門生徒指導——「いじめ防止対策推進法」「チーム学校」「多様な子どもたちへの対応」まで』（学事出版、2018）114頁。

16) 和久田・前掲注（13）97-98頁。

17) 中井『いじめの政治学』・前掲注（10）241頁は、一部の家庭と学校とは懇切丁寧にいじめを教える学校であるとする。阿部泰尚『保護者のためのいじめ解決の教科書』（集英社、2019）179頁は、子どものいじめは大人社会の模倣だとする。和久

公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法及び地方いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例

② 発達や心理等の面に課題を抱えており、社会不適応を起こしていること¹⁸⁾、③ 保護者をはじめとする家族の離婚、失業、経済的な苦境等により、家族関係や家庭環境等において、厳しい状況に置かれていること等が考えられる。加害児童生徒は、これらの背景や原因をときには複数抱えていることもある。

こうした「生きづらさ」を抱える加害児童生徒に対して、適切な支援やケアが提供されなければ、加害児童生徒の問題性は深刻化し、さらなるいじめ行為を行うことをはじめとして、様々な形で社会不適応を悪化させることとなりかねない。

この社会では、つらい思いをする被害児童生徒、そして、その保護者や兄弟姉妹、他の生徒、さらには加害児童生徒を少しでも早く、1人でも減らす努力が強く求められている。

そのためには、法、各基本方針及びマニュアルの規定が規定するように、学校及び学校の設置者がいじめに対して組織的に速やかに適切に対応することが必要不可欠であり、その対応の中で、上述の全ての者に適切な支援やケアを提供しなければならない。本件のような重大事態においては、なおさらである。

このような観点からすれば、虚偽説明の指示は、学校及び学校の設置者のいじめに対する組織的で速やかで適切な対応を妨げるものであり、結果として、被害児童生徒はもちろん、加害児童生徒やその他の生徒らへの適切な支援やケアの提供を遅延させたり、実施できなくなったりすることにつながる。このような虚偽説明により、いじめの隠蔽を図ることは許されない。

法施行後のいじめへの対応等を理由に教員に対してなされた懲戒処分が争われた初めての事例において、最高裁、そして特に第一審がいじめ被害及び加害を軽視せず、法、各基本方針及びマニュアルの規定並びに立法又は策定の経緯及び趣旨から導かれる、いじめやいじめの構造に関する適切な理解に基づいて判断したことは、いじめに対して、教員が法、各基本方針及びマニュアルの規定に沿って適切に対応するよう求めるもので、その意義は大きい。

↘久田・前掲注(13) 38-42、99-108、198-199頁は、シンキング・エラーに基づいた行動をするモデルが加害児童生徒の身近に現在又は過去に存在する可能性を指摘し、その支援の必要性を強調する。

18) 枅屋二郎「精神医学的観点から見た『いじめと自殺』」鈴木ほか編著・前掲注(11) 115頁以下、136頁は、重大な被害が発生したいじめ事案の加害児童生徒等に心理支援が必要であることが多いとする。

5 地方いじめ防止基本方針等の裁判規範性

上告審は、「いじめを受けている生徒の心配や不安、苦痛を取り除くことを最優先として適切かつ迅速に対処するとともに、問題の解決に向けて学校全体で組織的に対応することを求めるいじめ防止対策推進法や兵庫県いじめ防止基本方針等に反する重大な非違行為であるといわざるを得ない。……被上告人による本件非違行為1は、いじめの事実を認識した公立学校の教職員の対応として、法令等に明らかに反する上、その職の信用を著しく失墜させるものというべきであるから、厳しい非難は免れない」と判示した。

このように、上告審は、非違行為の悪質性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法だけでなく、兵庫県いじめ防止基本方針等の違反を問題としており、それらの裁判規範性を明確に認めている点で意義が大きい。

ここで、兵庫県いじめ防止基本方針「等」に含まれるものは何か。まず、同基本方針と同じく地方いじめ防止基本方針（法12条）であり、上告審が同基本方針とともに紹介している姫路市いじめ防止基本方針が含まれることに争いはないだろう。

次に、上告審が触れていないものの、第一審及び控訴審が兵庫県いじめ防止基本方針及び姫路市いじめ防止基本方針とともに列挙しているA中学校いじめ防止基本方針もこれに含まれると考えるべきである。確かに、A中学校いじめ防止基本方針は、学校いじめ防止基本方針（法13条）であり、上記の地方いじめ防止基本方針とは異なる。しかし、いずれの基本方針も、法を根拠に策定されたものである。また、地方いじめ防止基本方針の策定が努力義務にすぎないもののあるのに対し、学校いじめ防止基本方針の策定は法的義務であることから、地方いじめ防止基本方針である姫路市いじめ防止基本方針が「等」に含まれるのであれば、学校いじめ防止基本方針であるA中学校いじめ防止基本方針も「等」に含まれると考えるのが自然であろう。

最後に、上告審が触れていないものの、第一審が取り上げている兵庫県の「いじめ対応マニュアル」についてはどうか。まず、このマニュアルは、地方いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針とは異なり、法を根拠に策定されたものではない。また、兵庫県いじめ防止基本方針、姫路市いじめ防止基本方針、A中学校いじめ防止基本方針は、いずれも、教職員に対して、いじめ対応に当たって、このマニュアルに沿うよう求めている。それゆえ、裁判規範性を認めるには根拠が弱く、上告審判決の「等」には含まれない可能性が高い。

本件では、明示的な違反がなかったため、上告審において挙げられていないものの、

公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法及び地方いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例

法を根拠に策定された点で地方いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針と共通するいじめ防止基本方針（法11条）にも裁判規範性が認められると考えるべきである。

そうだとすると、いじめ防止基本方針第2 4 (1)第1段落¹⁹⁾が重大事態の調査に当たって、同基本方針及び文部科学省が平成29年3月に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って対応することを求めており、当該規定に裁判規範性が認められることから、同基本方針及び同ガイドラインの遵守は、事実上だけでなく、法的にも求められることとなる。このように考えれば、同ガイドラインにもまた、裁判規範性が認められることになる。

このように、従来、裁判規範性が認められるかや不透明であった、いじめ防止基本方針、地方いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に裁判規範性を認めたと理解される点でも、本件上告審判決は意義が大きい。

* 御多忙の折、本件事案の内容確認に御協力いただきました姫路市教育委員会学校指導課の職員の皆様にご場を借りて厚く御礼を申し上げます。

* 本研究は、2020年度関西大学研修員研修費によって行いました。

* 本稿校正中に福岡高判令2年7月14日公刊物未登載に接した。

同判決は、「基本方針は、法の施行を受けて平成25年10月11日に決定されたものではあるが、その内容は、それまでの『いじめ』への対応に関する文部科学省の通達や通知をまとめたものであり、亡AとBらとのトラブルが発生した平成25年4月以降において、本件学校の教職員の間においても、あるべき『いじめ』対応の知見として周知されていたのであるから、上記トラブルに関しても、いじめ対応として適切な措置が講じられたかどうかを判断する基準となるものというべきである。」として、「いじめの防止等のための基本方針」（いじめ防止基本方針）（いじめ防止対策推進法11条）にもその策定前に遡って裁判規範性を認めた。

19) 「いじめの重大事態については、本基本方針及び『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）』により適切に対応する。」